

亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 6 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市条例第 2 2 号

亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例

亀山市都市計画税条例（平成 1 7 年亀山市条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （１） 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （２） 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 （<u>法附則第 1 5 条第 1 3 項</u>の条例で定める割合） 4 <u>法附則第 1 5 条第 1 3 項</u>に規定する条例で定める割合は、5 分の 3（都市再生特別措置法（平成 1 4 年法律第 2 2 号）第 2 条第 5 項に規定する特定都市再生緊急整備地域における<u>法附則第 1 5 条第 1 3 項</u>に規定する条例で定める割合は、2 分の 1）とする。 （<u>法附則第 1 5 条第 3 6 項</u>の条例で	附 則 （<u>法附則第 1 5 条第 1 4 項</u>の条例で定める割合） 4 <u>法附則第 1 5 条第 1 4 項</u>に規定する条例で定める割合は、5 分の 3（都市再生特別措置法（平成 1 4 年法律第 2 2 号）第 2 条第 5 項に規定する特定都市再生緊急整備地域における<u>法附則第 1 5 条第 1 4 項</u>に規定する条例で定める割合は、2 分の 1）とする。 （<u>法附則第 1 5 条第 3 7 項</u>の条例で

定める割合)

- 5 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

(法附則第15条の11第1項の条例で定める割合)

- 6 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

(改修特別特定建築物に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

- 7 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施

定める割合)

- 5 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

[項を加える。]

[項を加える。]

設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するか
の別

<u>(4) 家屋の建築年月日及び登記年月日</u> <u>(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日</u> <u>(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</u> (宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)	(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)
<u>8</u> [略]	<u>6</u> [略]
<u>9</u> [略]	<u>7</u> [略]
<u>10</u> <u>附則第8項</u>の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準	<u>8</u> <u>附則第6項</u>の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準

となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第8項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

1.1 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

1.2 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき

となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第6項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

1.0 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき

価格に10分の7を乗じて得た額
(当該商業地等が当該年度分の固定
資産税について法第349条の3
(第18項を除く。)又は附則第
15条から第15条の3までの規定
の適用を受ける商業地等であるとき
は、当該額にこれらの規定に定める
率を乗じて得た額)を当該商業地等
に係る当該年度分の都市計画税の課
税標準となるべき額とした場合にお
ける都市計画税額とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更
宅地等に対して課する平成27年度
から平成29年度までの各年度分の
都市計画税の特例)

1.3 [略]

(用途変更宅地等及び類似用途変更
宅地等に対して課する平成30年度
から令和2年度までの各年度分の都
市計画税の特例)

1.4 [略]

(用途変更宅地等及び類似用途変更
宅地等に対して課する令和3年度か
ら令和5年度までの各年度分の都市
計画税の特例)

1.5 [略]

(用途変更宅地等及び類似用途変更
宅地等に対して課する令和6年度か
ら令和8年度までの各年度分の都市

価格に10分の7を乗じて得た額
(当該商業地等が当該年度分の固定
資産税について法第349条の3
(第18項を除く。)又は附則第
15条から第15条の3までの規定
の適用を受ける商業地等であるとき
は、当該額にこれらの規定に定める
率を乗じて得た額)を当該商業地等
に係る当該年度分の都市計画税の課
税標準となるべき額とした場合にお
ける都市計画税額とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更
宅地等に対して課する平成27年度
から平成29年度までの各年度分の
都市計画税の特例)

1.1 [略]

(用途変更宅地等及び類似用途変更
宅地等に対して課する平成30年度
から令和2年度までの各年度分の都
市計画税の特例)

1.2 [略]

(用途変更宅地等及び類似用途変更
宅地等に対して課する令和3年度か
ら令和5年度までの各年度分の都市
計画税の特例)

1.3 [略]

(用途変更宅地等及び類似用途変更
宅地等に対して課する令和6年度か
ら令和8年度までの各年度分の都市

計画税の特例)

1 6 [略]

(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

1 7 [略]

1 8 附則第8項及び第10項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第8項及び第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第9項、第11項及び第12項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第11項、第12項及び前項の「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、前項の「農地」とは法附則第17条第1号に、前項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

1 9 法附則第15条第1項、第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15

計画税の特例)

1 4 [略]

(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

1 5 [略]

1 6 附則第6項及び第8項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第6項及び第9項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第7項、第9項及び第10項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第9項、第10項及び前項の「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、前項の「農地」とは法附則第17条第1号に、前項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

1 7 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又

条の 3 又は第 6 3 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 3 3 項」とあるのは「若しくは第 3 3 項又は法附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 まで若しくは第 6 3 条」とする。	は第 6 3 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 3 3 項」とあるのは「若しくは第 3 3 項又は法附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 まで若しくは第 6 3 条」とする。
備考 表中の [] の記載は注記である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。